

第6回 経営検討委員会検討資料②

料金体系決定における検討事項及び検討方針(その2)

2016年1月26日

目次

1. 料金体系のあり方(その2)

④ 従量料金の逡増度のあり方

⑤ 従量料金の水量区画のあり方

⑥ 口径別の従量料金のあり方

⑦ 公衆浴場用料金のあり方

1 料金体系のあり方(その2)

④ 従量料金の逦増度のあり方

【逦増型料金体系とは】

- ◆ 逦増型料金体系とは、従量料金について、使用水量が多くなるほど、1m³あたりの単価が段階的に大きくなる料金体系のことです。

【背景】

- ◆ 従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とされています。しかし、以下の2つの背景から逦増型料金体系を設定している団体があります。

(消費の抑制)

水道水の需要が増加していた社会情勢を踏まえ、大口利用者に新規水源開発や水道施設能力拡充等に伴う費用の上昇を反映させるとともに、水消費の抑制を促すものです。

(少量利用者への配慮)

生活用水の低廉化を目的として大口利用者に負担を求めようとするものです。

〈現行料金体系〉

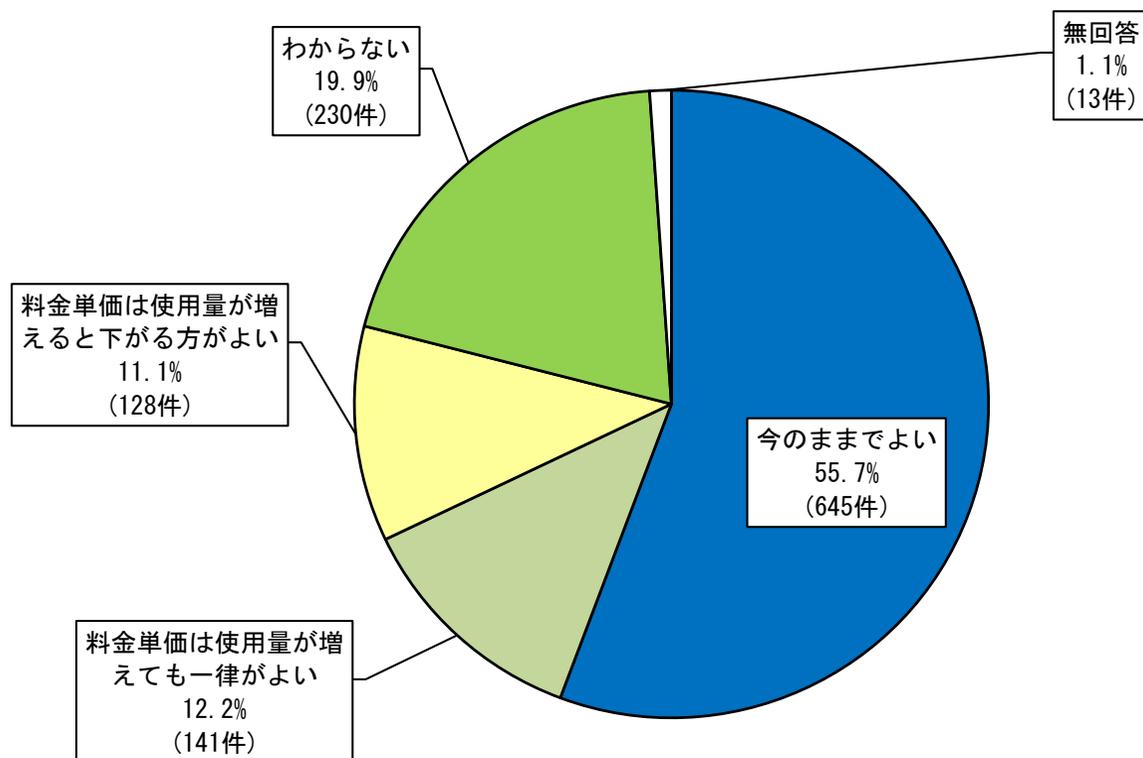
用途	口径	基本料金 (円/月)	水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)					
			従量料金単価(円/m ³)					
			0- 10m ³	11- 30m ³	31- 50m ³	51-100 m ³	101- 200m ³	201m ³ 以 上
一般用	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
	25mm	1,120						
	30・40mm	1,380						
	50mm	3,240						
	75mm	3,540						
	100mm	4,440						
	150mm	8,900						
	200mm	14,300						
	250mm以上	20,900						
浴場用		5,600	0			60		

④ 従量料金の逦増度のあり方

【需要家意識調査アンケート】

◆ 今年度を実施した需要家意識調査では、逦増制について55.7%の利用者が、現状の料金体系でよいと回答しています。

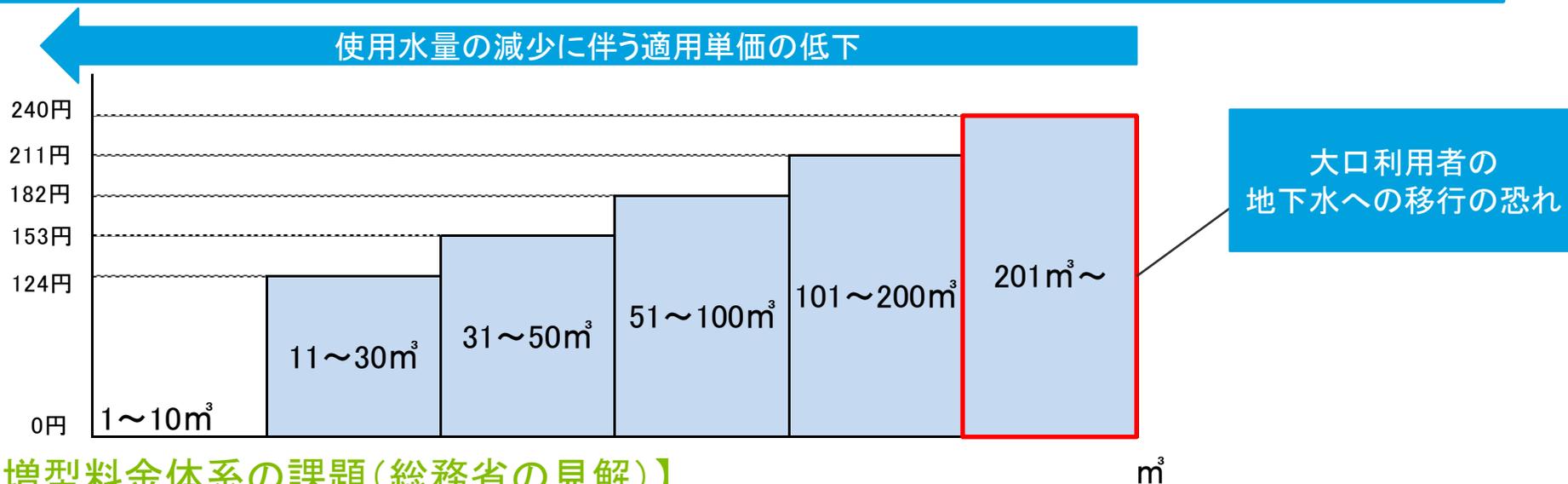
【問20】大津市では、使用量が増えるほど料金単価が上がる料金体系になっており、工場など大量に水を使うところでは料金単価が高くなっています。このことについて、あなたはどのように思いますか。



④ 従量料金の逦増度のあり方

【逦増型料金体系の課題】

- ◆ 将来的な水需要の減少が予想される現状では、逦増度が高ければ使用水量に適用される単価の減少率が高くなり、使用水量以上の料金収入の減少を招きます。
- ◆ 逦増型料金体系による負担の増加から大口利用者が地下水への移行などの水利用の合理化を進め、さらに使用水量の減少が進む恐れがあります。



【逦増型料金体系の課題(総務省の見解)】

- ◆ 従量料金の逦増制について、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」(総務省、平成26年3月)では、「逦増型従量料金は、水使用の抑制という観点からは必要性があると考えられるものの、節水意識が高まっていることや、有収水量が減少傾向にある現状においては、経営の安定性を欠く料金体系となりつつあると考えられる」と指摘しています。

※総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書 P.124」抜粋

④ 従量料金の逡増度のあり方

【従量料金の逡増度の他市比較】

- ◆ 本市の逡増度は、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると概ね同水準からやや低い水準となっていますが、県内他市平均と比較するとやや高い水準にあります。

逡増度(※)	県内他市(13市)	中核市(45市)	人口類似他市(31市)
1(なし)	2市	2市	2市
1.1~1.5	4市	10市	5市
1.6~2.0	5市	17市	8市
2.1~2.5	2市	9市	11市
2.6~	0市	7市	5市
平均	1.6	2.0	2.1

← 大津市
1.9

※ 逡増度=最高従量料金単価/最安従量料金単価
(ただし、10m³未満の料金単価は除く)

【検討方針及び留意事項】

(検討方針)

- ◆ 使用水量の減少が見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保を図るため**県内市レベル(1.6)への緩和を検討**します。

(留意事項)

- ◆ ただし、逡増度の急激な変更は、生活用水として利用する一般家庭利用者の生活への影響が大きくなるため、緩和の程度は十分に検討する必要があります。

⑤ 従量料金の水量区画のあり方

【水量区画設定の考え方】

◆ 水量区画は、需要実態を考慮し、設定する必要があります。

【水量区画設定の意義】

◆ 水量区画を設定することで区画ごとの料金設定が可能となり、少量利用者の負担を軽減できる逡増型(または逡減型)料金体系の採用が可能となります。

【水量区画変更のイメージ】

【現行料金】

(1ヶ月あたり、税抜)

水量区画	従量料金単価
0-10m ³	0円/m ³
11-30m ³	124円/m ³
31-50m ³	153円/m ³
51-100m ³	182円/m ³
101-200m ³	211円/m ³
201m ³ -	240円/m ³

【変更後(例)】

(1ヶ月あたり、税抜)

水量区画	従量料金単価
0-10m ³	0円/m ³
11-20m ³	103円/m ³
21-30m ³	124円/m ³
31-50m ³	153円/m ³
51-100m ³	182円/m ³
101-200m ³	211円/m ³
201-750m ³	240円/m ³
751m ³ -	280円/m ³

11-30m³であった水量区画を
11-20m³と21-30m³に分解

新たに751m³以上の
水量区画を設定

- 水量区画設定の意義からすると、本市の現行の料金体系の場合、少量利用区分(基本水量区分除く)である11-30の水量区画の分解、または、多量使用の水量区画の追加設定が水量区画の変更として考えられます。
- 31-200の区画については、区画変更することで変更区画付近の利用者への影響が大きくなることが予測されます。また、水量区画の設定の意義である、少量利用者の負担軽減への影響も少ないことから当該区画について変更する意義は乏しいものと考えられます。

⑤ 従量料金の水量区画のあり方

【水量区画の変更の検討】

①11-30の水量区画の分解について

- 単身世帯の平均使用水量は約10m³/月、4人世帯の平均使用水量は約30m³となっています。(平成25年度実績)
- したがって、単身世帯を除く一般家庭の大部分の使用水量は11～30m³であると考えられ、現在の水量区画区分ではこれらの利用者に対して単一の従量料金単価が適用されます。

②多量使用の水量区画の追加設定について

- 逡増型料金体系を採用する場合、現状よりも逡増度が高くなり、逡増度を維持または緩和する方針の趣旨に反します。

【検討方針】

◆ 現在の水量区画が適当であると考えられるため、**水量区画は変更しない**方針とします。

【世帯別平均使用水量(平成25年度)】

	水量(m ³ /月)
70歳以上1人世帯	10.8
70歳未満1人世帯	10.9
2人世帯	21.0
3人世帯	24.1
4人世帯	29.4
5人以上世帯	34.4
総平均	21.4

⑥ 口径別の従量料金のあり方

【口径別従量料金の考え方及び見直しのメリット・デメリット】

- ◆ 近年に料金改定をされた市町村においては、口径別料金体系を採用しながら、大口径利用者（主に大口需要家用）と小口径利用者（主に一般家庭用）で従量料金に差をつける料金表を採用するケースがあります。

（メリット）

- ◆ 小口径利用者と大口径利用者の料金を変えることで、負担能力の低い小口径利用者の負担を軽減することが出来ます。
- ◆ 少量利用者と多量利用者の料金を変えることで、逡増度を緩和することができます。

（デメリット）

- ◆ 使用量に応じて負担されるべき従量料金単価が口径ごとに異なることの説明が困難であるため、負担の公平性の観点から、市民の理解が得られにくい料金体系となる可能性があります。

【現行の大津市料金表（税抜/1ヶ月）】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
25mm	1,120						
40mm	1,380						
50mm	3,240						
75mm	3,540						
100mm	4,440						
150mm	8,900						
200mm	14,300						
250mm以上	20,900						

異なる口径でも、
従量料金単価
は同じ

⑥ 口径別の従量料金のあり方(パターン1)小口径利用者への配慮

- ◆ 50m³以下の水量区画の従量料金単価を口径別に変更しても、小口径利用者の負担に大きな影響はないと考えられます。

【一律20%改定を行った場合(税抜/1ヶ月)】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13mm・20mm	1,008	0	149 (20%)	184 (20%)	218 (20%)	253 (20%)	288 (20%)
25mm	1,344						
30mm・40mm	1,656						
50mm	3,888						
75mm	4,248						
100mm	5,328						
150mm	10,680						
200mm	17,160						
250mm以上	25,080						

【大口利用者の11~50m³までの料金を40%改定とした場合(税抜/1ヶ月)】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13mm・20mm	1,008	0	147 (19%)	182 (19%)	218 (20%)	252 (20%)	288 (20%)
25mm	1,344						
30mm・40mm	1,656						
50mm	3,888						
75mm	4,248						
100mm	5,328						
150mm	10,680						
200mm	17,160						
250mm以上	25,080						

- ◆ 11~50m³のみ小口径と大口で従量料金を変更しました。
- ◆ 11~50m³までの大口の料金を40%改定しても、小口径の利用者への影響としては、従量料金単価が1m³あたり2円程度しか下がりません。



大口利用者による使用水量のうち11~50m³に区分される水量が少ないことが要因です。

⑥ 口径別の従量料金のあり方(パターン2)小口径利用者への配慮

- ◆ 51m³以上の水量区画の従量料金単価を口径別に変更すると、小口径利用者の負担が下がるというメリットがある一方、大口径利用者の負担が増大します。

【一律20%改定を行った場合(税抜/1ヶ月)】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13mm・20mm	1,008	0	149 (20%)	184 (20%)	218 (20%)	253 (20%)	288 (20%)
25mm	1,344						
30mm・40mm	1,656						
50mm	3,888						
75mm	4,248						
100mm	5,328						
150mm	10,680						
200mm	17,160						
250mm以上	25,080						

【大口利用者の料金を40%改定とした場合(税抜/1ヶ月)】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13mm・20mm	1,008	0	133 (7%)	164 (7%)	195 (7%)	226 (7%)	257 (7%)
25mm	1,344						
30mm・40mm	1,656						
50mm	3,888						
75mm	4,248						
100mm	5,328						
150mm	10,680						
200mm	17,160						
250mm以上	25,080						
			174 (40%)	214 (40%)	255 (40%)	295 (40%)	336 (40%)

- ◆ 全ての水量区画において小口径と大口径で従量料金を変更しました。
- ◆ 大口径の料金を40%改定すると、小口径利用者への影響として、従量料金単価は1m³あたり10円～20円程度下がります。



大口径利用者による使用水量のうち51m³に区分される水量が多いことが要因です。

⑥ 口径別の従量料金のあり方(パターン3)逓増度緩和

◆ 50m³以下の水量区画の従量料金単価を口径別に変更すると、逓増度を緩和することができます。

【一律20%改定を行った場合(税抜/1ヶ月)】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13mm・20mm	1,008	0	149 (20%)	184 (20%)	218 (20%)	253 (20%)	288 (20%)
25mm	1,344						
30mm・40mm	1,656						
50mm	3,888						
75mm	4,248						
100mm	5,328						
150mm	10,680						
200mm	17,160						
250mm以上	25,080						

【大口利用者の11~50m³までの料金を40%改定とした場合(税抜/1ヶ月)】

口径	基本料金単価 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ -
13mm・20mm	1,008	0	149 (20%)	184 (20%)	218 (20%)	249 (18%)	283 (18%)
25mm	1,344						
30mm・40mm	1,656						
50mm	3,888						
75mm	4,248						
100mm	5,328						
150mm	10,680						
200mm	17,160						
250mm以上	25,080						

- ◆ 11~50m³のみ少量利用と多量利用で従量料金を変更しました。
- ◆ 11~50m³までの大口径の料金を40%改定しても、大口径の多量利用者への影響としては、従量料金単価が1m³あたり4~5円程度しか下がりません。
例: 1,000m³利用時の水道料金は3,300円減少



大口径利用者による使用水量のうち11~50m³に区分される水量が少ないことが要因です。

⑥ 口径別の従量料金のあり方

【検討方針】

- ◆ 口径別の従量料金単価の設定により、逓増度を緩和することができます。
- ◆ 逓増度を緩和するために、口径別従量料金単価を設定する料金体系パターンについて検討します。

⑦ 公衆浴場用料金のあり方

- ◆ 公衆浴場の件数は11～30m³の区画が最も多く、次いで51～100m³、201m³～の区画の件数が多くなっています。
- ◆ 県内でみると、一般用と異なる基本料金を設定し、従量料金については逦増制を採用していない市が多くなっています。

【公衆浴場の水量区画別件数】

(水量は月あたりの使用量)

	0～10m ³	11～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～200m ³	201m ³ ～	合計
公衆浴場	0件	4件	1件	4件	0件	3件	12件

【公衆浴場の設定状況の他市比較】

		大津市	県内他市	中核市	人口類似他市
浴場用料金の設定	あり	○	5市	39市	25市
	なし		7市	5市	5市
以下、浴場用料金設定のない市を除く					
浴場用基本料金	一般用と異なる	○	4市	16市	11市
	一般用と同一		1市	23市	14市
従量料金の逦増制	あり		1市	8市	5市
	なし	○	4市	31市	20市

⑦ 公衆浴場用料金のあり方

- ◆ 公衆浴場の入浴料金は、滋賀県が省令に基づき指定(※)します。
- ◆ 滋賀県の指定する入浴料金は平成26年9月1日に改定されています。

※「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」において、都道府県知事が、公衆浴場入浴料金につき、その統制額(※)を指定するものとされています。
統制額とは物価統制令に基づき、物価の安定を確保して社会経済秩序の安定を維持し、国民生活の安定を図ることを目的として、設定されるものです。

【一般公衆浴場の統制額(入浴料金)の推移(滋賀県)】

	平成9年9月8日	平成13年3月1日	平成18年3月1日	平成20年3月31日	平成26年9月1日
統制額(大人)	330円	355円	370円	400円	430円
統制額(中人)	140円	140円	140円	140円	150円
統制額(小人)	80円	80円	80円	80円	100円

出所：滋賀県ホームページ

- 平成26年9月1日の改定率(大人)は7.5%、消費税分の影響3%を除くと4.5%の改定となります。

⑦ 公衆浴場用料金のあり方

【要点整理】

- ◆ 統制額(入浴料金)は公衆浴場設置者が設定するのではなく、滋賀県が設定することとされており、本市の料金改定にあたっては、滋賀県の統制額(入浴料金)の設定状況を考慮することが考えられます。
- ◆ 浴場用料金体系は公衆衛生上の観点から設定しています。当該趣旨からすると公衆浴場設置者間で負担の増加率が変わらないようにすることが考えられます。

【検討方針】

公衆浴場の改定率については、一般用の水道料金の平均改定率**21.4%**または、滋賀県が平成26年9月に改定した統制額(入浴料金)の改定率**4.5%**(消費税の影響除く)のいずれかを検討します。

【改定案】

改定案	特徴
21.4%	<ul style="list-style-type: none">➤ 一般の水道料金の改定率と同様の改定率となります。➤ 一方、公衆衛生上の観点から浴場用料金が設けられていることから、水道料金改定率と同じにする意義は乏しいと考えられます。➤ 入浴料金は滋賀県が設定することとなっていることから、公衆浴場設置者は水道料金の値上げにかかる費用を負担できないおそれがあります。
4.5%	<ul style="list-style-type: none">➤ 滋賀県の入浴料金の設定状況を考慮していることから、公衆浴場設置者の負担能力に応じた改定となっていると考えられます。

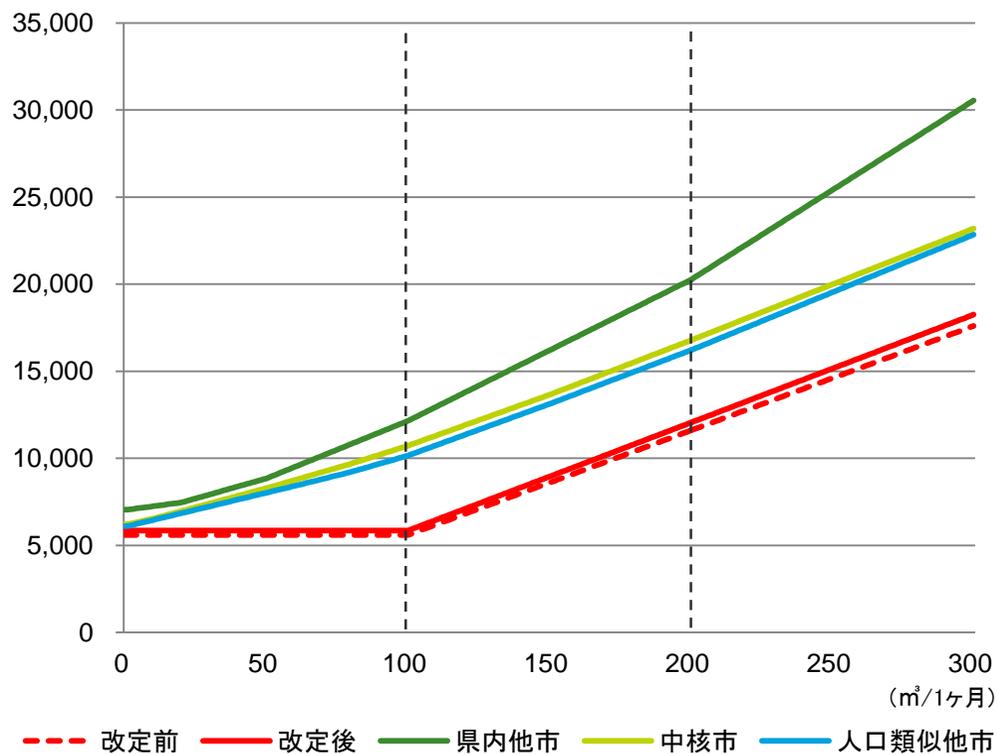
上述の特徴のとおり、公衆衛生上の観点から浴場用料金が設定されている趣旨や公衆浴場設置者の負担能力に鑑み、**4.5%を本市の浴場用料金の改定率の案とします。**また、公衆浴場設置者間での負担の増加率が変わらないようにするために、**料金体系や基本水量は変更せず、一律改定する案**とします。

⑦ 公衆浴場用料金のあり方(4.5%改定の場合の他市比較)

◆ 改定後においても県内他市平均、中核市平均及び人口類似他市平均と比較し、浴場用の水道料金は低い水準にあります。

【4.5%改定後の水道料金の他市比較(浴場用)】

(円/1ヶ月/税抜)



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	100m ³	200m ³
改定前	5,600	11,600
改定後	5,850	12,050
中核市平均	12,148	20,248
人口類似他市平均	10,722	16,774
県内他市平均	10,157	16,209

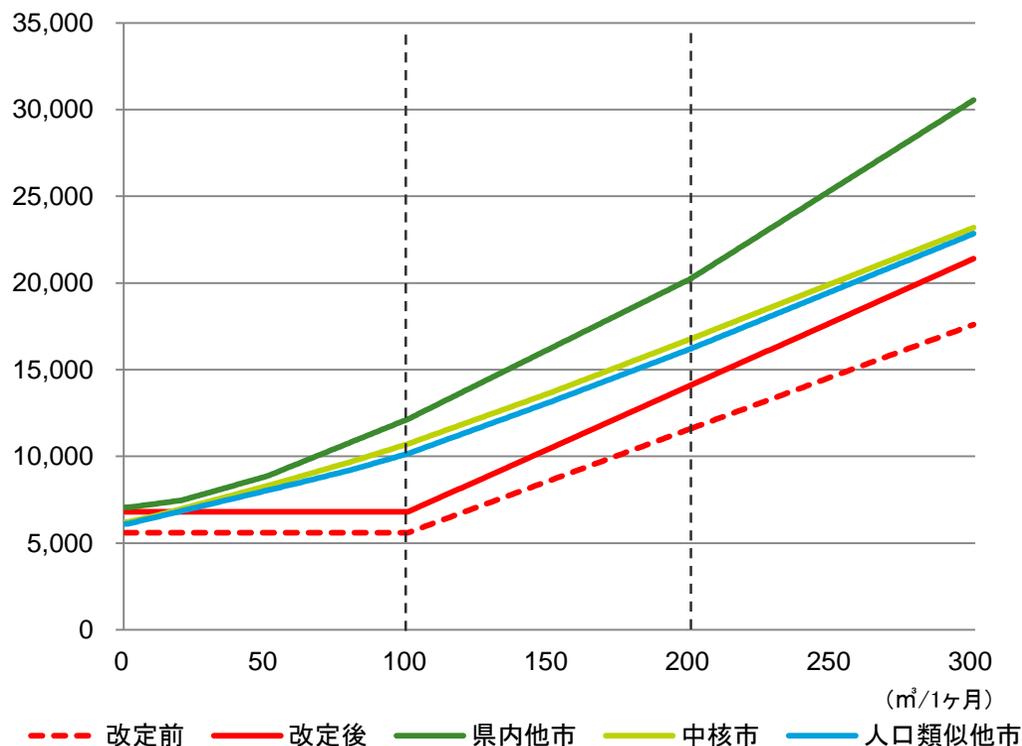
※浴場用料金を設定していない団体を除き40口径の金額で比較を実施(基本料金が一般用と同一の団体も浴場用料金を設定している場合には比較団体として含めている)

⑦ 公衆浴場用料金のあり方(21.4%改定の場合の他市比較)

◆ 改定後においても県内他市平均、中核市平均及び人口類似他市平均と比較し、浴場用の水道料金は低い水準にあります。

【21.4%改定後の水道料金の他市比較(浴場用)】

(円/1ヶ月/税抜)



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	100m ³	200m ³
改定前	5,600	11,600
改定後	6,800	14,100
中核市平均	12,148	20,248
人口類似他市平均	10,722	16,774
県内他市平均	10,157	16,209

※浴場用料金を設定していない団体を除き40口径の金額で比較を実施(基本料金が一般用と同一の団体も浴場用料金を設定している場合には比較団体として含めている)